

技能試験	
網猟免許 許 わな 猟免 許	<ol style="list-style-type: none"> 銃器以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 網、わなの猟具のうち一つを架設すること。 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第一種銃 猟免許	<ol style="list-style-type: none"> 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。2から4までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 二人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 距離の目測を行うこと。 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第二種銃 猟免許	<ol style="list-style-type: none"> 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 距離の目測を行うこと。 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
午後一時 から 午後三時 まで	

三 受験できない者

- 1 県外に住所を有する者
- 2 網猟免許及びわな猟免許にあつては試験当日満十八歳に満たない者、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許にあつては試験当日満二十歳に満たない者
- 3 統合失調症、そう鬱病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- 4 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

四 受験の申請手続等

- 5 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者
 - 6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
 - 7 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、狩猟免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者
- 狩猟免許試験を受けようとする者は、令和五年六月二十五日に受験するものにあつては、同年五月九日から同年六月九日までに、同年七月三十日に受験するものにあつては、同年六月十四日から同年七月十四日までに、同年九月十六日に受験するものにあつては、同年八月一日から同年九月一日までに、狩猟免許申請書（各地域県民局地域農林水産部において交付する。）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所を所管する地域県民局地域農林水産部に提出すること。
- 1 狩猟免許申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙
 - (一) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十九条第一号該当者（異種免許を受けようとする者） 三千九百円
 - (二) その他の者（初心者） 五千二百円
 - 2 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真） 一枚
 - 3 返信用封筒（申請者の住所及び氏名を記載し、郵便切手（八十四円）を貼付したもの） 一通
 - 4 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通
 - 5 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書 一通
- その他
- 1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、試験を中止または日時、場所等を変

更することがあり、その場合は、申請者にその旨を通知する。

2 詳細については、最寄りの地域県民局地域農林水産部又は青森県環境生活部自然保護課(電話〇一七―七三四―九二五七番)に問い合わせること。

青森県告示第三百七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第五十一条第二項本文及び第四項の規定により次のとおり令和五年度における適性試験及び講習を実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第五十九条第二項において読み替えて準用する同令第五十一条第二項の規定により公示する。

令和五年四月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 適性試験及び講習の期日、場所等

管轄課名又は所管地域県民局名	期 日	場 所	備 考
自然保護課	令和五年九月二日	青森市大字荒川字藤戸一―一九の七 青森県総合社会教育センター	
東青地域県民局	令和五年七月二十六日	青森市大字荒川字藤戸一―一九の七 青森県総合社会教育センター	
中南地域県民局	令和五年七月十四日	弘前市大字賀田一丁目一八の三 弘前市立中央公民館岩木館	
三八地域県民局	令和五年七月二十七日	八戸市大字尻内町字毛合清水二九 八戸市農業経営振興センター	
	令和五年七月二十八日	八戸市大字尻内町字毛合清水二九 八戸市農業経営振興センター	
西北地域県民局	令和五年七月二十一日	五所川原市字栄町一〇 青森県五所川原合同庁舎	
上北地域県民局	令和五年七月十二日	十和田市西十二番町二〇の二二 青森県十和田合同庁舎	
下北地域県民局	令和五年七月十四日	むつ市中央一丁目一の八 青森県むつ合同庁舎	

二 適性試験及び講習の科目、時間等

区 分	科 目	時 間	受付時間
適性試験	3 2 1 聴 視 動 力 能 力	午前九時五十分から 午前十一時まで	午前九時二十 分から午前九 時四十分まで
講 習	1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に 2 鳥獣の判別 3 猟具の取扱い 4 鳥獣の保護及び管理に関する知識	午前十一時から午後三時まで(ただし、正午から午後一時までは休憩)	

三 適性試験及び講習の対象者

令和五年四月十六日から令和六年四月十五日までに狩猟免許の有効期間が満了する者であつて、現に県内に住所を有し、これらの狩猟免許を有する者とする(認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であつて、狩猟について必要な適性を有することが確認された者は適性試験を免除する。)。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 統合失調症、そう鬱病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかつている者
- 2 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 3 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者

四 免許更新申請書の提出期限及び提出先

適性試験及び講習の実施日の十四日前までに、狩猟免許有効期間更新申請書(各地域県民局地域農林水産部において交付する。)に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所を所管する地域県民局地域農林水産部に提出すること。

- 1 狩猟免許更新申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙 二千九百円
- 2 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ

- 三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真) 一枚
- 3 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通
- 4 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書 一通
- 5 更新しようとする狩猟免許
- 6 認定鳥獣捕獲事業に従事する者にあつては、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した次に掲げる事項を記載した書面
 - (一) 狩猟免許有効期間更新を申請する事業従事者の氏名
 - (二) 狩猟免許有効期間更新を申請する者が狩猟について必要な適性を有することを確認した日
 - (三) 狩猟免許有効期間更新を申請する者が狩猟について必要な適性を有することを確認した方法及びその結果

五 その他

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、適性試験及び講習の日時、場所等を変更することがあり、その場合は、申請者にその旨を通知する。
- 2 詳細については、最寄りの地域県民局地域農林水産部又は青森県環境生活部自然保護課(電話〇一七―七三―四一九二五七番)に問い合わせること。

青森県告示第三百八号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

令和五年四月十七日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
	青森県知事 三村 申 吾	

調剤薬局ツルハドラッグ弘前外崎店	弘前市大字外崎三丁目五の一	令和五・三・二七
はやし呼吸器・総合内科クリニック	八戸市大字沢里字二ツ屋一の二二二	五・三・二〇
えむナースステーション	むつ市小川町一丁目一の二二	五・三・三三

青森県告示第三百九号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十七条第二項において準用する同法第四十八条の六第二項の規定により、次の登録特定行為事業者から特定行為業務を行う必要がなくなった旨の届出があつたので、同法附則第二十七条第二項において準用する同法第四十八条の八第三号の規定により公示する。

令和五年四月十七日

青森県知事 三村 申 吾

登録番号	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	登録失効年月日	備考
〇三三〇〇〇〇〇三六	青森県	青森市長島一丁目一の	青森県立青森第一高等養護学校	青森市大字西田沢字浜田三六八	令和五・三・三三	

青森県告示第三百十号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月十七日

青森県知事 三村 申 吾

加入区 の名称	深浦	届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
発起人の住所及び氏名	西津軽郡深浦町大字横磯字下岡崎四八の一 佐藤 一文 西津軽郡深浦町大字深浦字岡崎三四〇の二二三 岩根 孝夫 西津軽郡深浦町大字横磯字下岡崎三六の三 西崎 祥平	期 間	場所
		令和五年四月十七日から同年五月一日まで	深浦漁業協同組合

公 告

青森県地域防災計画修正の要旨

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項の規定により青森県地域防災計画（以下「計画」という。）を修正したので、同条第四項の規定によりその要旨を公表する。

令和五年四月十七日

青森県防災会議会長

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 計画修正の趣旨
青森県防災会議は、昭和三十八年に計画を作成して以来、毎年これに検討を加え、必要に応じ修正を行ってきたところであるが、「青森県部等設置条例の一部を改正する条例案」を踏まえ、計画について修正を行ったものである。
- 二 計画修正の年月日
令和五年三月三十一日
- 三 計画修正の主な内容

風水害等災害対策編
第二章 防災組織

第三節 県災害対策本部

「国スポ・障スポ局」が新設されたことに伴う修正を行った。

地震・津波災害対策編

第二章 防災組織

第三節 県災害対策本部

「国スポ・障スポ局」が新設されたことに伴う修正を行った。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、館土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和五年四月十七日

三八地域県民局長 菅 孝

区役員の 別	氏 名	住 所	令和 五・四・一就任 の年月日
理事	佐藤 昭二	八戸市大字櫛引字櫛引一三	
〃	齋藤 正人	大字田面木字上田面木九六	
〃	山田 貴光	大字坂牛字坂牛三八	
〃	松田 篤	大字八幡字堰合二の二	
〃	菅田 新一	〃 字八幡丁二二の一	
〃	田中 鐵雄	大字田面木字上田面木六の二	
〃	松田 一彦	大字八幡字堰合一の一	
〃	清川 安美	大字尻内町字表河原一七の一	
〃	畑中 忠雄	大字田面木字上田面木二二の三	

木 戸 忠 勝	氏 名
野 辺 地 警 察 署 交 通 課 (電話) 〇一七五―六四―二二二二)	連 絡 先
野 辺 地 警 察 署 の 管 轄 区 域	活 動 区 域

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭